

振興会関東ブロック共同広報（点検整備推進キャンペーン）について

自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨 各振興会）では、昭和 61 年度より共同広報を実施していますが、平成 19 年度においても引き続き、点検整備促進のための広報活動を行います。

平成 19 年度の関東ブロック共同広報は、TV、映画等で幅広く活躍中の愛川欽也さんを CM キャラクターに起用し、整備業界のイメージアップと「点検整備」「整備つき車検と黄色い認証看板」「不正改造車」等についてのラジオ広報活動を展開いたします。

本年度のラジオ CM コピーは、「健康診断篇」「点検・整備付き車検篇」「整備士篇」「整備振興会篇」の 4 タイプとなります。

平成 19 年度ラジオコマーシャル**◆放送局及び放送期間****○文化放送**

番組提供①：4月8日～08年3月

愛川欽也「キンキンのサンデーラジオ」日曜13時～15時54分

番組提供②：10月～12月

スポット：10月～08年3月

○ニッポン放送

番組提供：10月～12月

スポット：8月～10月、08年1月～3月

○TBS：スポット 8月～11月**○FM 東京：スポット 8月～10月****○J-WAVE：スポット 9月～10月****○FM 横浜、Nack 5、bayFM、茨城放送、栃木放送、FM 群馬、山梨放送、FM 富士：スポット 9月～11月****◆ラジオ CM コピー****1. 健康診断篇**

——爽やかな BGM ——

愛川

「愛川欽也です。

自分の身体といっしょで、クルマだって日ごろから体調管理しなきゃダメ。

悪くなってからじゃ、大変ですよね。やってますか？ クルマの点検・整備。」

ナレーション

クルマの点検整備は、国から認証を受けた整備工場で。

黄色い看板が目印です。

ナレーション

自動車整備振興会です。

2. 点検・整備付き車検篇

—爽やかなBGM—

- 愛川 「近ごろ、いろんな車検サービスがありますが、皆さん、どうしてますか？」
ナレーション 「私キンキンはやっぱり点検・整備付きの車検が安心だな。」
ナレーション 「クルマの点検・整備は、国から認証を受けた整備工場で。
黄色い看板が目印です。」
愛川 「ここなら安心だ」
ナレーション 「自動車整備振興会です。」

3. 整備士篇

効果音

街の音

愛川

「最近、いろいろな車検サービスがあるけど、どれがいいのかなー。」

男性

「愛川さん。それなら、国から認証を受けた整備工場が安心！」

国家試験に合格した整備士が、責任を持って点検・整備を行っています」

愛川

「それなら安心だ！」

ナレーション

「自動車整備振興会です。」

4. 整備振興会篇

効果音

厨房の音

愛川

「料理は、料理人の腕によって美味しさや安心感が変わりますよね。」

クルマの点検・整備だってそう。信頼できる整備士に診てほしい」。

ナレーション

自動車整備振興会では、日ごろから整備工場の指導や、整備士育成に努めています。

9月分放送予定

| 放送局名 | | 山梨放送(24本) | F M 富士(24本) |
|--------------------|---|---|-----------------------------|
| 番組名 日 に ち ・ 曜 日 | | 「NISSANビジネス サポートトピック 765 MORNING」 コーナー内 | 「SUPER TODAY FUJI」 コーナー内 |
| 3日 | 月 | 7:30, 8:15 | 7:25, 8:05 |
| 4日 | 火 | 8:00 | 8:05 |
| 5日 | 水 | 8:15 | 7:25 |
| 6日 | 木 | 7:15, 8:00 | 8:05 |
| 7日 | 金 | 7:50 | 7:25 |
| 10日 | 月 | 8:15 | 8:05 |
| 11日 | 火 | 7:30, 8:00 | 7:25, 8:05 |
| 12日 | 水 | 7:50 | 8:05 |
| 13日 | 木 | 8:00 | 7:25 |
| 14日 | 金 | 7:15 | 8:05 |
| 17日 | 月 | 7:50 | 7:25 |
| 18日 | 火 | 8:00 | 8:05 |
| 19日 | 水 | 7:30 | 7:35, 8:05 |
| 20日 | 木 | 7:50 | 8:05 |
| 21日 | 金 | 8:15 | 7:25 |
| 24日 | 月 | 7:15 | 8:05 |
| 25日 | 火 | 7:40 | 7:25 |
| 26日 | 水 | 8:20 | 8:05 |
| 27日 | 木 | 7:50 | 7:25, 8:05 |
| 28日 | 金 | 7:30, 8:15 | 8:05 |

10月分放送予定

| 放送局名 | | 山梨放送(24本) | F M 富士(24本) |
|--------------------|---|---|-----------------------------|
| 番組名 日 に ち ・ 曜 日 | | 「NISSANビジネス サポートトピック 765 MORNING」 コーナー内 | 「SUPER TODAY FUJI」 コーナー内 |
| 1日 | 月 | 7:30 | 7:25 |
| 2日 | 火 | 8:00 | 8:05 |
| 3日 | 水 | 7:15 | 7:25 |
| 4日 | 木 | 7:50 | 8:05 |
| 5日 | 金 | 8:15 | 7:25 |
| 8日 | 月 | 7:30 | 8:05 |
| 9日 | 火 | 7:15 | 7:25 |
| 10日 | 水 | 8:15 | 8:05 |
| 11日 | 木 | 7:30 | 7:25 |
| 12日 | 金 | 7:50 | 8:05 |
| 15日 | 月 | 8:15 | 7:25 |
| 16日 | 火 | 7:30 | 8:05 |
| 17日 | 水 | 7:15, 8:20 | 7:25 |
| 18日 | 木 | 8:00 | 8:05 |
| 19日 | 金 | 8:15 | 7:35, 8:05 |
| 22日 | 月 | 7:50 | 8:05 |
| 23日 | 火 | 7:30 | 7:25 |
| 24日 | 水 | 8:15 | 8:05 |
| 25日 | 木 | 7:15 | 7:25 |
| 26日 | 金 | 7:50 | 8:05 |
| 29日 | 月 | 7:30 | 7:25 |
| 30日 | 火 | 8:00 | 8:05 |
| 31日 | 水 | 7:15 | 7:25 |

(JASPA9月号 P4)

秋の全国交通安全運動について

平成19年9月21日（金）から30日（日）までの10日間「秋の交通安全運動」が実施されます。

この運動は、県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

運動のスローガン

運転は 人に社会に 思いやり

運動の重点目標

1. 高齢者の交通事故防止
2. 飲酒運転の根絶
3. 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
(特に子どもと高齢者を中心として)
4. 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
5. マナーアップによる交差点交通及び道路横断時の交通事故防止

そこで、次の県下主要幹線道路の歩道橋に9月21日から10月20日迄の約1ヶ月間横断幕『確かめよう 点検整備と 車間距離』を掲示し、点検整備の必要性を啓蒙しますので、横断幕の掲示についてご協力をお願いします。

| 支部名 | 設置箇所 | 支部名 | 設置箇所 |
|-----|----------|------|-------------|
| 甲府東 | 山梨学院大学 | 市川 | 中央市田富 |
| | 甲府警察署前 | | 昭和町押越 |
| | 甲府市相生 | 南巨摩北 | 身延町下山公民館前 |
| 甲府西 | 国母清水新居 | | 身延町丸滝 |
| | 甲府市富竹第二 | | 身延町西島 |
| | 甲府市富竹 | | 鰍沢町役場入口 |
| | 山県神社北 | | 増穂小学校前 |
| | 竜王駅入口 | 南巨摩南 | 南部町越渡 |
| | 甲斐市篠原 | | 御坂町夏目原 |
| 甲府南 | 甲府南高等学校前 | | 石和南小学校前（上り） |
| | 甲府市国母 | | 石和南小学校前（下り） |
| | 甲府市上阿原 | | 笛吹市八代支所前 |
| | 甲府市向町 | 日下部 | 山梨市下釜口 |

| | | | |
|------------|----------------|-----|-------------|
| | 甲府市緑ヶ丘 | | 山梨市落合山梨小学校前 |
| 甲府北 | 甲府市北新 | 塩山 | 甲州市東雲 |
| | 甲府市武田 | | 甲州市勝沼 |
| | 甲府市美咲 | 岳麓 | 鳴沢村鳴沢 |
| | 甲府市北口 | | 富士吉田市新屋 |
| 峠北 | 武川町牧ノ原 | 岳麓 | 山中湖村山中湖 |
| 韋崎 | 韋崎市穴山橋 | | 富士河口湖町小立 |
| 南アルプス 南 | 南アルプス市清水 | 大月 | 大月市初狩 |
| | 南アルプス市十日市場 角力場 | | 大月市真木入口 |
| | 南アルプス市十五所 | 都留 | 都留市東桂 |
| 南アルプス 北 | 南アルプス市野牛島 | 都留 | 都留市小沼 |
| | 桃源郷マラソン橋 | | 上野原市鶴川入口 |
| | 上今諏訪連絡橋 | 上野原 | 上野原市四方津公民館前 |
| | 甲西バイパス 在家塚 | | |

なお、設置開始日及び設置箇所については、設置許可の都合上変更することがあります。

(JASPA9月号 P52)

オパシメーターを使用したPM検査の導入について

(平成19年7月31日付け関係告示・通達等改正)

[背景]

現行の車検（継続検査）では、ディーゼル車から排出される粒子状物質（PM）の検査のため、「黒煙測定器」を使用して、黒煙による汚職度をしております。

一方、ディーゼル車に排出ガス規制の強化及びそれに伴う排出ガス低減技術の高度化の結果、最近のディーゼル車では、ほとんど黒煙が排出されなくなっております。PM中の有機性可溶成分（SOF成分。主に、軽油や潤滑油の未燃焼分）の排出割合が、相対的に増える傾向にあります。

これに対して、黒煙測定器では、SOF成分を測定できず、また、今後予定されている排出ガス規制の一層の強化が行われた場合、測定精度上も困難となります。

[概要]

ディーゼル車の排出ガス検査として、現在の黒煙測定器による黒煙検査に替えて、SOF成分まで高い精度で測定することが可能である「オパシメーター」を使用した検査を導入することとし、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第609号）等を改正しました。

具体的には、本年9月（輸入車は平成20年8月）以降の型式認証ディーゼル車からオパシメーターを使用した排出ガス検査を開始します。

ただし、平成22年9月30日までの間、黒煙測定器により測定した黒煙による汚染度が、25%

以下であれば、基準適合とみなすこととします。

※本年8月（輸入車は平成20年7月）までに、黒煙測定器により型式認証をうけたディーゼル車は、これまでどおり、黒煙測定器による排出ガス検査を行います。

また、オパシメーターを使用することにより、従来の黒煙規制車に対するスクリーニング判定（合格判定）を行うことができることとします。

1. 「保安基準の細目告示」の一部改正

ディーゼル車のオパシメーターを用いて検査する方法が定められました。

①普通自動車及び小型自動車の基準

無付加急加速時に発生する排出ガスの光吸收係数が0.80m⁻¹以下と規定されました。

②「無付加急加速時に排出される排出ガスの光吸收係数の測定方法」が規定されました。

ア、測定値が次の「閾値」以下である場合には、当該測定値を光吸收係数とする。

| 規制値又はスクリーニング値 | 閾 値 |
|--------------------------------|--------------------------|
| 黒煙25%・光吸收係数0.80m ⁻¹ | 光吸收係数0.64m ⁻¹ |
| 黒煙30%・光吸收係数1.01m ⁻¹ | 光吸收係数0.80m ⁻¹ |
| 黒煙35%・光吸收係数1.27m ⁻¹ | 光吸收係数1.01m ⁻¹ |
| 黒煙40%・光吸收係数1.62m ⁻¹ | 光吸收係数1.29m ⁻¹ |
| 黒煙50%・光吸收係数2.76m ⁻¹ | 光吸收係数2.20m ⁻¹ |

イ、測定値が閾値を超える場合には、再度測定を行い、その測定値が「閾値」以下である場合には、当該測定値を光吸收係数とする。

ウ、ア、イ、の測定値が閾値を超える場合には、再度測定を行い、これら3回の測定値を平均した値を光吸收係数とする。

2. 「整理のため必要な事項を定める告示」の一部改正

①40%、50%黒煙規制車に係るオパシメーター合格判定値（スクリーニング値）が導入されました。

現行規制において、黒煙による汚染度が40%以下、50%以下である自動車は、オパシメーターにより測定する光吸收係数がそれぞれ1.62m⁻¹、2.76m⁻¹以下である場合には、基準に適合するものとみなされます。

②オパシメーターを使用した検査の導入に係る経過措置

平成22年9月30日までの間、継続検査等において、オパシメーター規制車を黒煙測定器により測定し、その汚染度が25%以下である場合には、基準に適合するものとみなされます。

3. 「自動車検査業務等実施要領について」の一部改正

平成17年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメーターを使用して検査する自動車については、自動車検査証の備考欄に「オパシメーター測定」と記載することが規定されました。

4. 「優良自動車整備事業者認定規則の運用について」の一部改正

優良自動車整備事業者（一種整備工場及び二種整備工場）が保有することが望ましい機器として「黒煙測定器」を「黒煙測定器及びオパシメーター」に変更されました。

5. 「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領について」の一部改正

オパシメーターについても黒煙測定器と同様に複数の共同使用先との契約が可能となりました。

また、オパシメーターを使用した検査について、黒煙測定器を使用した検査と同様に現車作業場での実施が可能となりました。

6. 「自動車検査設備の共同使用における指定整備業務の取扱いについて」の一部改正
装置に関する検査の表にオパシメーターを用いて実施する検査が追加されました。
7. 「指定整備記録簿の記載要領についての一部改正」
黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器による検査」の欄の記載例が追加されました。)
8. 「優良自動車整備事業者の一種整備工場及び二種整備工場の認定の取り扱い等について」の一部改正
オパシメーターを使用した検査について、黒煙測定器を使用した検査と同様に現車作業場での実施が可能となりました。
9. 「ディーゼル黒煙25%規制車の検査機器による測定の実施について」
(平成19年7月31日付け業務連絡)
(ディーゼル黒煙25%規制車の全数機器測定の実施について)

ディーゼル黒煙25%規制車(黒煙認証車)について、オパシメーターを使用した検査(スクリーニング判定)の方法が規定されました。

事務連絡
平成19年8月31日

(社) 山梨県自動車整備振興会
専務理事 殿

山梨運輸支局
首席陸運技術専門官

ディーゼル黒煙25%規制車の全数機器測定の実施について

標記にいて、関東運輸局自動車技術安全部整備課長から別添(平成19年8月21日付け、事務連絡)のとおり通知があったので、了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知方お願い致します。

事務連絡
平成19年7月31日

関東運輸局自動車技術安全部整備課長 殿

自動車交通局技術安全部整備課
事業班長(印省略)

ディーゼル黒煙25%規制車の検査機器による測定の実施について

大都市圏を中心として大気汚染が依然厳しい状況にあり、更なる環境改善の取り組みが求められていることから、平成19年7月31日付け「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」及び「道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」を改正し、これに基づき平成19年9月1日以降の新型車に対して、黒煙測定器を使用した黒煙検査に代えてオパシメータを使用した粒子状物質の検査を導入することとなりました。また、従来の黒煙規制を受ける車両に対しては、平成19年7月31日以降、これまでの方法に加えオパシメータによるスクリーニング(基準に適合しているとみなす)判定を実施することが可能になりました。

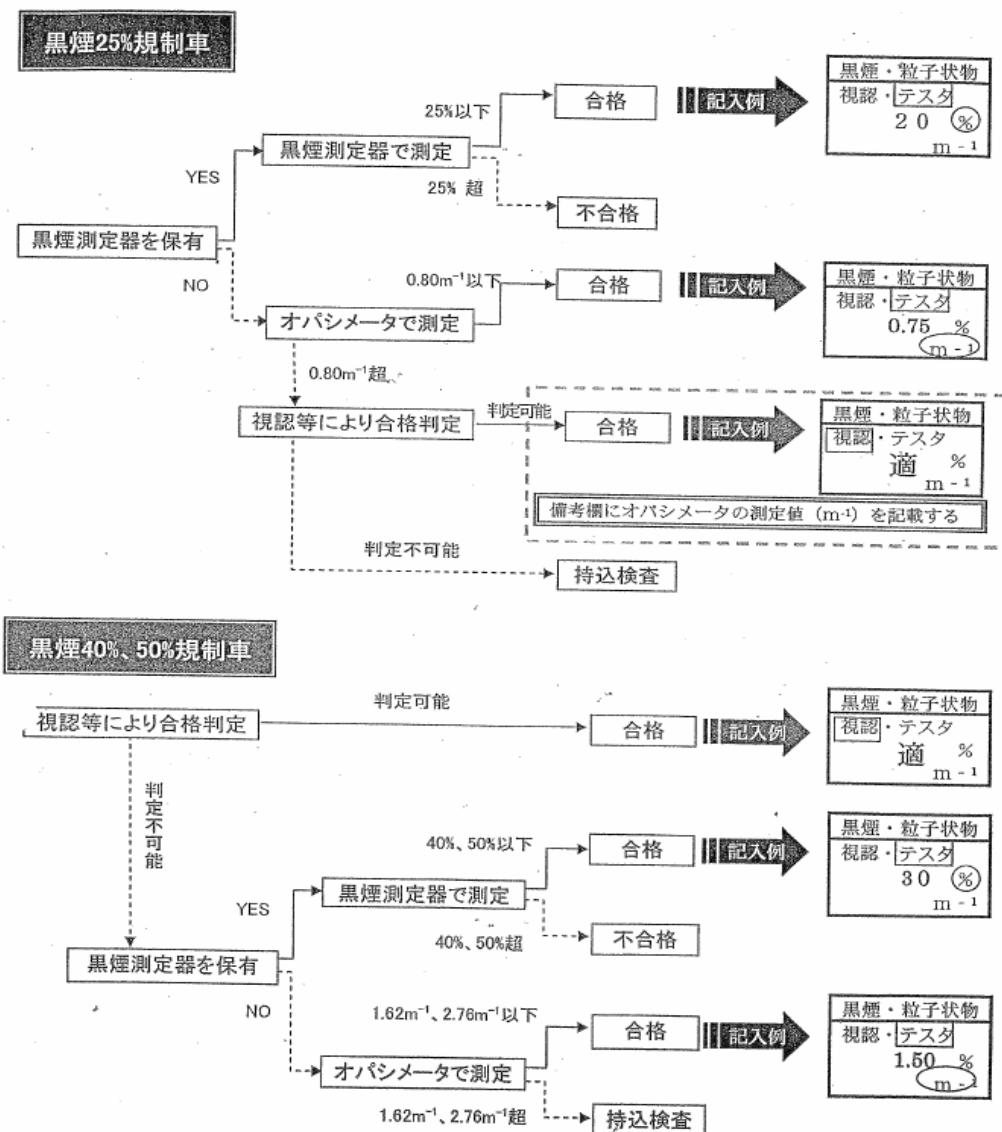
以上のことを踏まえ、これまで、ディーゼル黒煙25%規制車に対する指定自動車整備事業者における検査方法については、平成16年5月26日付け事務連絡により、黒煙測定器により黒煙濃

度を測定し、判定するよう関係者の指導をお願いしていたところですが、平成19年7月31日以降は、黒煙測定器を保有（共同使用の場合を含む。以下同じ。）している場合には引き続き黒煙測定器により判定（ただし、黒煙測定器及びオパシメータの両方を保有している場合には、オパシメータによるスクリーニング判定を最初に実施しても良い。）し、また、黒煙測定器を保有せず、オパシメータのみを保有している場合には、下記に従って取り扱うよう関係者の指導をお願いします。なお、「ディーゼル黒煙25%規制車の全数機器測定の実施について」（平成16年5月26日付け事務連絡）については、平成19年7月31日限りで廃止します。

- はじめに、オパシメータにより光吸収係数を測定し、スクリーニング基準値（0.80m⁻¹）との比較による合格判定を実施すること。
- 前項によるスクリーニング判定が合格とならなかった場合（0.80m⁻¹超）であって、かつ、自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度を視認により容易に判定できない場合には、当該自動車については道路運送車両法第94条の5の規定が適用できないことから、運輸支局又は検査登録事務所等に現車を持ち込み受検すること。ただし、視認により容易に保安基準への適合性が判定できる場合には、当該視認による合格として差し支えない。

以上

黒煙認証車の検査のフローチャート・指定整備記録簿の検査結果の記入例



故障救援車への回転灯等の装着に関する要望に対する回答について

(日整連第19-189号 平成19年8月21日)

整備事業場の保有するレッカー車等の故障救援車に、救援作業中の事故防止を図るため、回転灯又は表示灯などを装着できるよう関係行政機関に働きかけて欲しい旨の要望が当会に提出されました。

このため当会では、警察庁に対し、現在道路維持作業用自動車に装着が認められている「黄色回転灯」を整備事業場の保有するレッカー車等の救援車にも装着を認めるよう強く要請しましたが、「黄色回転灯の装着は、道路交通法の一部の規定に従わないで走行する車両について特別に認められている。整備事業場のレッカー車等の故障救援車などは道路交通法に従って走行するものと認識している。」等の理由により、残念ながら警察庁の理解を得ることができませんでした。

なお、レッカー車等の故障救援車の作業中の安全確保を図るために、「黄色回転灯」装着の代替措置として「道路運送車両の保安基準」に違反しない「表示灯火」の装着や「非常点滅表示灯」の追加装備が望ましいことから、「黄色回転灯」装着の要望等があった際には、運輸支局等の指導の下にこれらで対応するようお願いします。

子ども110のお店PRについて

安全・安心なまちづくりに貢献する事業活動の一環として、犯罪や不審者によるさまざまな危険等から、大切なお子様を守る緊急避難連絡所として、「子ども110番のお店」開設しております。

今回は、下記の小学校児童を対象に多くの関係機関・学区地域に該当する会員様のご協力により「子ども110番のお店」周知啓蒙の機会を得ることができました。

なお、会員工場の標記看板については、子どもの目に付きやすい個所への掲示をよろしくお願ひします。

概要については下記のとおりです。

【中央市立田富小学校】

平成19年7月20日(金) 9:25~9:45

【終業式終了後、体育館にて開催】

- ◇ 「てんけんくん」「せいびちゃん」による「子ども110番のお店」説明
- ◇ 「子ども110番のお店」校内掲示用ポスター、保護者宛チラシ
「子ども110番クリアケース」引渡
- ◇ 防犯講話（山梨県甲府南警察署生活安全課）

当日ご協力頂いた市川支部の皆様、ありがとうございました。



8

田富小学校



工場掲示看板

【韮崎市立韮崎北東小学校】

平成19年8月27日(月) 7:50~8:20

【韮崎市立韮崎小学校】

平成19年8月30日(木) 7:50~8:20

【正門前にて登校児童に呼び掛け】

- ◇「てんけんくん」「せいびちゃん」による「子ども110番のお店」呼び掛け
- ◇「子ども110番のお店」チラシ配布
- ◇「子ども110番のお店」校内掲示用ポスター、保護者宛チラシ
「子ども110番クリアケース」引渡

当日ご協力頂いた韮崎支部の皆様、ありがとうございました。



韮崎北東小学校



韮崎小学校

経営委員会が開催されました

1. 日 時 平成19年8月29日(火) 16:00~
2. 場 所 振興会 会議室
3. 出席者 清水委員長、新海副委員長、大村委員、横森委員、石原委員、花田委員、福田委員、渡辺委員
4. 議 事
 - (1) 車検代行業者、未認証事業者に対する啓蒙について
啓蒙ポスターの作成
 - (2) 社会貢献事業（子ども110番のお店）の実施について
学校訪問周知啓蒙活動
「てんけん君ぬり絵カレンダー」の作成
 - (3) 自動車点検整備促進キャンペーンについて
各地域開催のイベントに参加（点検整備推進）
 - (4) その他

平成19年度整備主任者（法令）研修が開催されます

標記研修を、下記により実施致します。

なお、研修日程等のご案内は、追って郵送にて各事業場へ通知しますので、必ず受講されますようお願いします。

1、研修対象者

- ・事業場から届け出されている全ての整備主任者。ただし、自動車検査員と整備主任者を兼務している者及び自動車検査員の資格を有する整備主任者であって、平成19年度の自動車検査員研修を受講した者は、本研修を受講した者として取り扱う。
- ・現に整備主任者として選任されていない者で、自動車検査員教習を受講予定の者

2、研修会場

整備振興会研修センター

人材開発センター富士研修所

3、研修費用

3,000円（受講料1,700円、資料代1,300円）研修資料については原則1事業場1セット以上の購入となります。なお、複数整備主任者を選任している事業場が受講する場合は、研修資料を交代で活用することも可能とします。（ただし、当日持参しなかった場合はご購入いただきます）したがって1事業場で別々に受講される場合、資料を持参すれば、研修費は1,700円となります。

4、研修証明

研修修了の証明を行いますので、自動車整備士技能者手帳を必ず持参して下さい。

5、日程表

| 月 日 | 受付研修時間帯 | 該 当 支 部 |
|-----------|---------|----------------------|
| 10月 9日（火） | 午前の部 | 東八・塩山 |
| 10月 9日（水） | 午後の部 | 日下部・大月・上野原・その他 |
| 10月15日（月） | 午前の部 | 岳麓(会場:人材開発センター富士研修所) |
| 10月25日（木） | 午前の部 | 南アルプス南・南アルプス北・市川 |
| 10月25日（木） | 午後の部 | 南巨摩南・南巨摩北・韋崎・都留 |
| 10月29日（月） | 午前の部 | 甲府東・甲府南 |
| 10月29日（月） | 午後の部 | 甲府西・甲府北・峡北 |

6、時間割 【午前の部】受付 9：00～ 9：30

研修 9：30～12：10

【午後の部】受付 13：00～13：30

研修 13：30～16：10

平成19年度整備主任者（技術）研修の開催について

平成19年度の標記研修を次により開催致します。

なお、各事業場には事前に通知しますので必ず受講されますよう、お願い致します。

1. 研修対象者 各事業場で選任されている整備主任者（1事業場1名以上）
2. 研修場所 振興会教室・実習場
3. 研修担当講師 各ディーラー技術担当者
4. 研修内容 (学科) ①新型車・新機構について
(実習) ①平成17年度排出ガス規制適合車エンジンの構造・機能及び点検・整備
5. 受講料 6,500円（学科編、実習編テキスト代を含む）
6. 研修時間 受付 9:00～9:30
研修 9:30～17:00

※振興会研修受講予定者（振興会より開催通知が届いた事業場）で、ディーラー研修を受講された方は振興会教育課に連絡をお願いします。

7. 研修日程 下表を参照して下さい

| 回数 | 月 日 | 曜日 | 該当支部 | 受講 予定 者数 | 担当 | | |
|----|---------|----|--------|----------------|------|------------|---------|
| | | | | | 実技 | 学科 (小型) | 学科 (大型) |
| 1 | 9月 6日 | 木 | 南巨摩北 | 40 | 日産 | 日産 | ふそう |
| | | | 南アルプス北 | | | | |
| 2 | 9月 20日 | 木 | 岳麓① | 35 | 三菱 | 三菱 | 日野 |
| 3 | 10月 4日 | 木 | 岳麓② | 35 | トヨタ | トヨタ | いすゞ |
| 4 | 10月 11日 | 木 | 東八① | 50 | ホンダ | ホンダ | 日産ディーゼル |
| 5 | 10月 18日 | 木 | 甲府東 | 50 | スズキ | スズキ | 日野 |
| | | | 都留 | | | | |
| 6 | 11月 8日 | 木 | 甲府西 | 40 | トヨタ | トヨタ | ふそう |
| 7 | 11月 15日 | 木 | 甲府南① | 50 | 日産 | 日産 | いすゞ |
| 8 | 12月 6日 | 木 | 甲府南② | 50 | マツダ | マツダ | 日産ディーゼル |
| | | | 市川 | | | | |
| 9 | 12月 13日 | 木 | 甲府北 | 40 | トヨタ | トヨタ | ふそう |
| | | | 大月 | | | | |
| 10 | 1月 10日 | 木 | | | 二輪 | 二輪 | |
| 11 | 1月 17日 | 木 | 峡 北 | 45 | ホンダ | ホンダ | 日野 |
| | | | 塩 山 | | | | |
| 12 | 1月 24日 | 木 | 日下部 | 40 | ダイハツ | ダイハツ | いすゞ |
| | | | 南巨摩南 | | | | |
| 13 | 2月 7日 | 木 | 韭 崎 | 40 | スバル | スバル | 日産ディーゼル |
| | | | 上野原 | | | | |
| 14 | 2月 14日 | 木 | 南アルプス南 | 45 | 日産 | 日産 | ふそう |
| | | | 東 八② | | | | |
| 15 | 2月 21日 | 木 | その他 | 20 | トヨタ | トヨタ | 日産ディーゼル |

自動車整備士技能検定にかかる実務経験の虚偽の証明について

標記について、下記のとおり国土交通省より通知がありましたので、受験申請書の記載にあたっては実務経験の欄を正しく記載するようお願いいたします。

記

本件は、自動車整備事業場で受験資格を満足する実務経験があるがごとく虚偽申請を行い、平成14年に実施された自動車整備技能認定試験に合格し、学科試験の免除の扱いを受けて技能検定試験に合格した者がいることが判明したもので、当該虚偽申請を行った者に対し、平成19年6月29日に自動車整備技能認定試験合格の取消しを行い、同年8月8日に自動車整備士技能検定試験合格の無効処分が行われたものです。

本件に関し、自動車整備事業者の関わり合いを調査したところ、虚偽申請に関係していたことが判明しました。

自動車整備事業者によるこのような行為は、自動車整備士技能検定の厳正公平な実施を阻害し、自動車整備事業者信頼を失墜させる行為であることから、今後このようなことが行われないよう、受験申請書の記載にあたっては実務経験の欄を正しく記載するようお願いいたします。

【実務経験に関する規定】

1. 実務経験として認められる自動車等の整備作業

次の(1)各号に掲げる事業場又は業務において行われている(2)ア、イ各号の分解、点検、調整等の整備作業をいう。

ただし、これらの場合において、オイル、タイヤ、灯火装置、ワイパー・ブレード等の交換作業のみの整備作業及びアルバイト等臨時で勤務しているような作業経験は実務経験とは認められない。

(1) 事業場又は業務

- ア、自動車分解整備事業の認証を受けた者の事業場
- イ、優良自動車整備事業者の認定を受けた者の事業場
- ウ、特定給油所
- エ、上記ア、イ、以外の自動車タイヤ整備作業工場、自動車電気装置整備作業工場及び自動車車体整備作業工場並びに自動車整備用機械器具を備え付けた整備作業場を有するガソリン、自動車部品、自動車用品等の販売事業者の事業場
- オ、(社)日本自動車連盟の路上故障自動車救援業務
- カ、上記各号と同等の整備作業を行い得るその他の事業場又は業務

(2) 分解、点検、調整等の整備作業

- ア、自動車の整備作業
 - ①分解整備に係る整備作業
 - ②キャブレター、インジェクション・ポンプ等の主要な装置の点検、調整等の整備作業
 - ③自動車の装置、主要部品等の交換を行う整備作業
 - ④自動車の装置、主要部品等に係る点検、調整等の整備作業
 - ⑤上記各号に掲げるものと同等の自動車の点検、調整等の整備作業
- イ、自動車の装置の整備作業
 - ①自動車タイヤ整備士にあっては、ホイール・アライメント又はホイール・バランスの点検、調整等のタイヤに係る整備作業

②自動車電気装置整備士にあっては、充電装置、始動装置、点火装置又は各種電子制御装置の点検、調整等の電気装置に係る整備作業

③自動車車体整備士にあっては、フレーム又はボディの点検、修正、改造等の車体に係る整備作業

第110期自動車整備技術講習所受講生募集案内

1. 募集種目

2級ガソリン自動車

3級自動車ガソリン・エンジン

2. 受講資格 (実務経験は修了日までとします)

2級・・・3級の技能検定に合格した者で、技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して

3年以上の実務経験を有する者

(大学機械科卒1.5年、高校機械科卒2.0年)

3級・・・自動車の整備作業に関して1年以上の実務経験を有する者

(大学機械科卒0.5年、高校機械科卒0.5年)

3. 募集人員

| 種 目 | 募集人員数 |
|----------------|-------|
| 2級ガソリン自動車 | 20人 |
| 3級自動車ガソリン・エンジン | 20人 |

4. 受講申込み

①申請期間 9月3日(月)～9月28日(金)

②受講希望者は、受講申込書(教育課窓口にあります)に必要事項を記入の上、受講料を添えてお申込み下さい。

5. 講習日程

①開講日(開講式) 平成19年10月16日(火)

②講習修了日 平成20年 2月26日(火)

③修了式 平成20年 3月13日(木)

6. 講習時間 9:10～15:50 1日6時間

7. 受講料(受講料には、テキスト代・資料代を含みます)

| 種目 | 会員 | 会員外 |
|--------|--------|--------|
| 二級ガソリン | 57,000 | 82,000 |
| 三級ガソリン | 57,000 | 82,000 |

8. 講習日

二級ガソリン・三級ガソリン

| 月 | 講 習 日 | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--|
| 10 | 16日(火) | 20日(土) | 23日(火) | 30日(火) | |
| 11 | 6日(火) | 13日(火) | 20日(火) | 27日(火) | |
| 12 | 4日(火) | 8日(土) | 11日(火) | 18日(火) | |
| 1 | 8日(火) | 15日(土) | 19日(土) | 22日(火) | |
| 2 | 5日(火) | 12日(火) | 19日(火) | 26日(火) | |

※講習日は、変更する場合があります。

9. その他

- ①本講習は、検定試験の実技試験免除の講習です。
- ②受講者は、白色作業着を着用して頂きます。
- ③サーキットテスタをご用意下さい。(ポケット型は不可)
二級ガソリン・・・デジタルテスタ
三級ガソリン・・・アナログ(針式) テスタ
- ④お問い合わせ先 (社) 山梨県自動車整備振興会 教育課
TEL 055-262-4422

平成19年度第2回自動車整備士技能検定試験の実施について

標記試験が次の通り実施されますので振興会、教育課にお申し込み下さい。
検定試験申請用紙は教育課に用意しております。

1. 実施種目 1級小型自動車整備士
2. 申込期間 19年10月1日(月)～10月12日(金)
3. 学科試験 19年11月29日(木)
4. 受験資格 二級ガソリン自動車整備士又は二級ジーゼル自動車整備士(二級二輪は不可)に合格してから3年以上の自動車の整備作業の実務経験者
5. 申込時に持参するもの
 - ①受験費用 7,400円(内訳 申請料7,200円 用紙代等200円)
 - ②はがき6枚(受験者の住所・氏名を記入)
 - ③二級ガソリン自動車整備士又は二級ジーゼル自動車整備士の合格証書
 - ④写真1枚(6.0cm×4.5cm)
 - ⑤印鑑

平成19年度第1回自動車検査員教習試問結果

標記自動車検査員教習試問が7月10日(火)に実施され、その結果は次のとおりです。

| 申請者数 | 受験者数 | 合格者数 | 合格率(%) |
|------|------|------|--------|
| 55 | 54 | 39 | 72.2 |

FAINES 有料会員加入促進キャンペーン実施

平成 19 年 9 月～19 年 12 月末までのお得なキャンペーンです！

FAINES（ファイネス）は日整連が自動車整備事業者向けに構築したインターネット情報検索システムです。

自動車メーカー発行の「整備マニュアル情報」をはじめ、新型車・新機構の紹介、回路図、点検基準値、標準作業点数など、プロに不可欠なさまざまな情報を満載しています。

◇情報の内容

- 整備マニュアル情報 (メーカー名、車種から検索し該当車種の整備書等閲覧)
- 技術情報 (新型車の解説、点検整備方式、整備作業上のポイント等閲覧)
- 国産＆輸入自動車サービスデータ (主要諸元点検整備基準値等閲覧)
- タイミング・ベルト交換要領 (エンジン型式別に交換要領閲覧)
- 自動車整備標準作業点数表 (車種毎に点数閲覧)
- 電子燃料噴射装置故障探求マニュアル
(主要車種のエンジン回路図、自己診断方法等閲覧)
- 自動車整備新技術 (整備主任者研修用資料閲覧)

インターネットに接続できるパソコンがあれば、会員登録するだけで
いつでも、どこでも、すぐに 必要な情報を閲覧できます。

◇対象事業場 キャンペーン期間中に加入される会員事業場

◇期 間 平成 19 年 9 月 3 日～平成 19 年 12 月 28 日

◇内 容 《期間中に加入された有料会員に **6,300円** のキャッシュバック》

FAINES の入会金及び基本料金等

| | |
|-------------|-------------------|
| 入 会 金 | 12,600円 |
| 基 本 料 金 | 525円／1ヶ月 |
| 整備マニュアル利用料金 | 210円／閲覧 1車種 1回に付き |
| 支 払 方 法 | 登録指定口座より自動振替方法 |



※入会金は有料会員として初めて加入するときのみ必要です。

基本料金では「整備マニュアル情報」を除き、有料情報を繰り返し何回でも閲覧できます。

◇加入方法

FAINES のご利用には、入会（会員登録）が必要です。

加入を希望される場合は、申込用紙・口座振替依頼書が振興会指導・教育部門にありますので、ご記入の上お申し込み下さい。

詳細は、指導・教育部門 (TEL055-262-4422) までお問い合わせ下さい。